

平成29年涌谷町議会定例会2月会議（第1日）

平成29年 2月10日（金曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議案第2号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

1. 議案第3号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）

1. 議案第4号 個別外部監査契約の締結について

1. 議案第5号 涌谷町自転車等駐車場条例

1. 請願・陳情

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課 参事兼課長	渡辺信明君	企画財政課 参事兼課長	今野博行君
町民医療福祉センター 福祉課課長補佐	今野千鶴君	農林振興課長	遠藤栄夫君
建設課長	佐々木竹彦君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長兼 給食センター所長	木村敬君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	木村智香子
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さまおはようございます。傍聴席の皆さまおはようございます。

定例会2月会議でございます。どうぞ本日の会議もいつもと変わらない闊達なご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 本日2月10日は休会の日でございますが、議事の都合により、平成29年涌谷町議会定例会を再開し、2月会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により議長において、10番 門田善則君、11番 大泉 治君を指名いたします。

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。2月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、2月会議の日程は、本日1日と決しました。

◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第2号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第4項の規定に基づき、公の施設の監査について議会の議決を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、涌谷町健康文化複合温泉施設及びわくや万葉の里の指定管理者の出納事務等について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第2号につきまして、議案を朗読しまして説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第2号。個別外部監査契約に基づく監査によることについて。

涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第4項の規定に基づき、平成26年度及び平成27年度における公の施設（涌谷町健康文化複合温泉施設及びわくや万葉の里）の指定管理者の出納事務等に関する監査を監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月10日提出。

涌谷町長。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由及び議案で申し上げましたとおり、涌谷町健康文化複合温泉施設天平の湯とわくや万葉の里天平ろまん館の指定管理を受けている涌谷町地域振興公社の平成26年度及び平成27年度の出納事務について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行おうとするものでございます。

地域振興公社の監査につきましては、これまで平成28年2月の行政監査及び同年4月から5月にかけての公の施設の指定管理者監査が行われ、それぞれ報告がされたところでございますが、公社の会計処理の中で一部に不適切があったり、改善すべき点があるとの報告がありまして、その後平成28年11月8日付けで、議会からこのことに関する個別外部監査契約に基づく監査を求める提言書をいただいたところでございます。

これを受けまして、平成29年2月6日付けで、町長から監査委員に個別外部監査の要求を行い、次ページにあります監査委員からの意見をいただきましたので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ2ページを見ていただきたいと思います。

意見の内容といたしましては、中段の記といたしまして、健康文化複合温泉施設及びわくや万葉の里の指定管理者の出納事務等についての監査については、個別外部監査契約に基づく監査によることが妥当である。ただし、議会からの提言書にあるRPFボイラー導入に際しての検討経過及び決定経過についても、個別外部監査契約に基づく監査が必要であるとの意見をいただいたところでございます。

議会からの提言書のうち、RPFボイラーの導入経過につきましては、監査委員の監査報告の中で、内部検討記録がなく、また、職員との検討協議の記録もないということから、これ以上の調査は難しいのではないかとということで、この件については監査委員の監査で終結したと判断したわけですが、監査委員からの意見にもありますように個別外部監査が必要との意見をいただきましたので、このRPFボイラーの導入経過の件につきましては、改めて議会に提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） 2ページに、監査委員からの意見ということで出されておまして、その中には、出納事務等の監査については個別外部監査契約に基づく監査によることが妥当であると、ただし書きで、RPFボイラーのことなのですが、議案第2号の中には、26年度27年度ということで、2カ年ということになってますけど、なぜ2カ年にしたのかということと、今、総務課長の説明では、RPFボイラーに関しては、個別にということとは今回でなく、また時期を改めてといいますか、そしてやるということなのか、その2点をお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） まず1点目のなぜ2カ年なのかということでございますけれども、天平の湯、天平ろまん館を指定しております地域振興公社の監査につきましては、監査委員において指定管理者の平成24年度から平成26年度における出納事務執行の監査を実施しているところでありまして、所管課それから指定管理者に関する19項目に着眼し、それぞれ監査結果・意見をいただいたところでございます。議会からの提言書で求める項目につきましても、監査結果報告書に記載されているところでありまして、監査委員において監査を完了しているというところではありますけれども、公認会計士による専門的な視点による監査を受けることで、地域振興公社の経営健全化に向けた課題が明らかになるのではないかとということで、監査委員が行った平成26年度と、その時点でできなかった平成27年度の決算について、監査をしていただこうとするものでございます。それから、RPFボイラーにつきましては、議員がおっしゃられますように、今回の監査からは除きまして、別の機会にというふうに考えております。このことにつきまして、公認会計士の方からRPFボイラーの件についても、ご相談させていただいたわけですが、今回の個別監査が出納事務に焦点を当てた監査ということであれば、ボイラーについては町で導入したということでもあり、今回の案件と同時に取り組むのは避けていただきたいというお話しをいただきましたので、RPFボイラーの導入経過等につきましては、別の機会に改めて相談させていただきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 監査委員の意見の通知を見ても、別に年限に関しては、2カ年とうたってはいないのですが、その辺は監査委員との話し合いは、2カ年にするというものについてなされたのでしょうか。

それから、RPFボイラーに関しては、本当に議員として恥ずかしいといえますか、ずっと議事録を読んでも、当時の担当者の一方的な答弁という言い方はおかしいのですが、会社側とお話し合いしたことを、うのみにしてという言い方も、なんとも言われなところもありますが、議事録を振り返って読んでみますと、議員として質問したのに帰ってくるのは、大丈夫ということであった。そのことに関して言わせてもらえば、議会もそれで済ませたのかと言われると、本当に言いようのないじくじたる思いがありますが、その反省材料にしてみれば、やはり1者の話だけでなく、そのようなものを導入するときは、ほかの専門的な知識と申しますか、本当にそれで大丈夫なのかという確認まで議会の方でも追求できなかったというのは、議会にも責任はあるのかなと思います。ただ、ここで必要であるということですから、後日ということですので、これも実行していただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の2カ年の監査について、町の監査委員と相談されたのかということでございますが、町長からの個別外部監査の請求をして、その後に監査委員とお話しさせていただきました、今回の監査については2カ年、それからRPFボイラーについては、今回は載せてはなかったわけですが、監査委員からは、ボイラーについても必要だろうということで、それは、意見の方に載せますから町の方で対応してくださいというお話しをいただきましたので、RPFボイラーにつきましては日を改めまして、提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 質問の前に議長にお願いですが、本議案に関係する平成29年1月6日に町長から個別外部監査契約に基づく監査を求めることに対する提言書の回答があったわけですが、その内容についても伺いたしたいと思います、その質問をお許しいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） この件に絡んでの踏み台となることであれば許可いたします。

○2番（佐々木敏雄君） この個別外部監査契約に基づく監査請求に対しましては、私、平成28年議会定例会9月会議において一般質問もいたしました。それから、決算審査においても質問しているわけですが、その際には、住民監査請求があるということで、監査委員の審査を見守っている段階であるというような町長の回答を得たところでした。そこで、住民の関心も高く個別外部監査契約に基づく監査の実施の要望書も提出されておりまして、議会でも全会一致で趣旨採択したということは、今、総務課長の説明にもあったわけですが、そこで、この個別外部監査契約に基づく監査の請求について、議会から5項目の提言を掲げて町長に提出したもので、その趣旨については、総務課長から説明がありましたので、割愛いたしますけれども、本案では平成26年度、27年度の出納事務党に関する監査となっていますが、前回の町長の回答書の中には、諸帳簿についてということですが、その文言が変わったというか範囲が広がったの訂正なのか、その辺をお聞きしておきます。

それから、平成26年度、27年度の期間に限定したということは、平成29年1月6日付けで町長から回答のあったなかで、裏面の1行目から読み上げますが、この辺のこの理解が、解らないので教えていただきたいのですが、「地方自治法第252条の42第2項には、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた監査については、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項について

の監査は行わない。」当然これは、地域振興公社の監査のことでございますけれども、「との規定があり、これらの規定は、一度監査が完了した事案について、監査が二重に行われることを回避しようとするものである。しかしながら、本事案については、更に精度を向上させ経営健全化に向けた課題を明らかにするため、浦谷町監査委員による監査に加え、一部事項について、個別外部監査契約に基づく監査を要求することとするものである。」という説明書きがあったわけでございますけれども、この解釈ですけれども、一度監査が完了した事案ということは、内部監査が一旦終わっているから、個別外部監査をしなくても良いというような解釈をされたのではないかと思います。そのために今回、監査の年度を平成26年度、27年度としたのではないかと、なぜ平成24年度からの監査を個別外部監査にしないのか、その辺私には理解できませんので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 1点目の議会への回答の中での諸帳簿といった部分でございますけれども、回答の方には諸帳簿といたしました。法の中で財政的援助に関するものの監査をするということの規定があるわけですが、その中で財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行ということが記述されていまして、その文言に合わせたものでございます。

それから、今お話しがありました地方自治法第252条の42第2項の規定の解釈でございますけれども、このことについては、今2番議員さんがお話しありましたように、個別外部監査をやったものについて、改めて監査をすることはしないということでございますが、その逆の場合、一度監査したことについて、再度、個別外部監査をする必要もないのかということだと思っておりますけれども、このことにつきましては、お互いに監査委員さん、個別外部監査をする監査人、それぞれお互いに配慮しながら監査をしなければならないという規定もございます。そういった中で、同じものをなぞるような形でやる必要性がどうなのかということもございます。

このことにつきまして県の方にも問い合わせはしておったわけですが、今お話ししましたように、個別外部監査を行った場合については、監査委員の監査は行わないということでございますが、その同一事案について、監査委員が監査を完了しているものについて、特段、新たな事実が出てきているわけでもないのに、重ねて監査を行うことについては、やっちはいけないというのではなく、それについては町の判断になるだろうということで、その際には、最小の経費で最大の効果を上げるという行政運営上の能率性というものを考慮して判断しなさいということでございましたので、今回につきましては、実際24年度から26年度までやられて監査報告を受けていますので、それをなぞるような形でやる必要はないだろうと、26年度につきましては、なぞることはないと言いましても、監査委員の方でもなかなか深く突っ込んだ監査ができなかったというお話しもありましたので、26年度それから監査を行っていない27年度につきましては、今回お願いしようとするものでございます。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 個別外部監査の契約に基づく監査というのは、たしかに監査委員さんが内部監査をした後に色々問題等があつて、当然頼むということだと思うのですが、そういうこともあり得るというような回答をいただいたような気がするんですけども、今回、26年度27年度で良いと決めた根底には、ここの部分の解釈がご都合の良い解釈なのかなというような感じがしますが、当然、外部監査でしたものは、内部でする必

要はないのだろうと思いますけれども、内部で疑義が生じて外部に出した方が良いということであるならば、当然同じことでありますけれども、そこはしなければいけないことだろうと思いますが、そこがあるから26年度27年度となり、26年度も当然終わっているわけですし、27年度も決算も済んでいることなので、監査が済んでいるわけなので、でもそこはやるんだというようなことは、整合性がないというか、なぜ24年度からの監査をしないのが非常に私は理解できないところなんですけれども、その辺のところをもう少し、内容的にはこの解釈の仕方がまずいというか、かなり狭い考え方ではないのかと思うのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） なぜ24年度からしないのかということですが、繰り返しになりますが、24年度から26年度までの監査につきましては、一旦、監査委員による監査が済んでいるわけですが、24年度以前につきましても、会計の手法というものは変わりなくやられていたであろうということで、今回、26年度と27年度を専門家の方にやっていただければ、その辺のことも明らかになるのではないかとということで2カ年にしたわけですが、27年度についても監査が終わられているということですが、それは、公社の方の監査が終わっているということで、監査委員さんが公社の27年度の監査をやっているわけではないということで、27年度について新たに外部監査でお願いしようとするものでございます。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 問題のあったのは当然内部の監査委員さんが調べて、監査委員さんからも色々諸問題が指摘されているわけで、27年度は何も問題もなくしているわけで、逆に27年度をするのであれば、2カ年しかしないという考え方であれば、25年度26年度にするとか、そういう方法もあるのではないかとと思うので、やはり、一度監査したということにかなり固執しているようなんですけれども、逆にそれは内部監査したことをまた外部でするわけですから、そちらを重視すべきだと私は思うのですが、なぜ内部で監査していないものまで含めて外部にお願いする必要があるのか私には理解できません。今、回答はいただきましたが、やはり根底には一度監査したものは監査する必要がないという考え方が間違っているというか、この二重に監査が行われることを回避しなければいけないという問題をかなり重視している。逆に内部監査が二重に監査する必要がないのであって、内部でしたものを外部ですることは全然問題ないわけで、その辺の考えがあるから2カ年だけとか、27年度を入れるとか、何かその辺は、議会側から提言出したものに対する回答というか、趣旨を理解されていないのではないかとと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 決して内部監査したことについて外部監査をしないという考え方ではございませんで、あくまでも今回の監査については、監査委員さんが町で行っている単式簿記と企業会計で行っている複式簿記等の違いもあり、突っ込んだ監査がなかなか難しかったというお話しがありましたことから、専門家に監査をしていただければ、突っ込んだ部分についても明らかにされるのではないかと。それが、先ほども申し上げましたが、これまで同じような会計手法で行ってきたわけですから、2カ年やればある程度の課題が明らかにされるのではないかとということで2カ年で今回お願いしようとするものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 前者の方々にも聞かれておりますが、なぜ2カ年にしたのかということ、これ大きな問題なんですね。今、総務課長のお話を聞くと、総務課長は地方自治法の252条の42の2項を当てはめたお話しをしておりますが、私から見るとですね、町の監査委員さんが税理士の資格を持ったプロではないんですね。そうした場合に、その監査委員さんが外部にお願いして私の着眼点とプロの着眼点は違うだろうと、だから、外部に出して見て欲しいんだというような、私はお話しに聞こえたわけでございます。

そうした場合、仮に会社であれば、法人に税務調査が入るといった場合には過去5年間調べます。そして、何か問題があった場合には、追徴課税とかになるわけです。その規定も約5年というスパンの中で行われているわけです。

なぜ涌谷町の議会が提言書を出して、ぜひやってくれと5項目も並べました。その中でその252条だけを手玉に取ったようにして、2年だけだというのは私は絶対納得がいけない。私は、議会人として最低でも5年にすべきだと。このことについては、修正して欲しいと。この場で修正して我々に理解を求めて欲しいなど、いうふうに思います。それと、総務課長の説明では、あたかも県に聞いたように聞こえましたが、本当に聞いたのか、市町村課では恐らくその限りではないというようなお話しをされたのではないかと、私もほかから情報を得た場合には、そういったお話しも聞いております。その辺の明確さを指摘して、お聞かせ願いたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） まず第1点目の、なぜ2年なのかということで、議員さんおっしゃるには5年にすべきではないかということでございますが、繰り返しになりますが、その2年につきましては先ほど来お話ししたとおりでございますが、かつ、今回の外部監査に関しまして、監査をする公認会計士の方を委任するに当たりまして、宮城県の公認会計士協会に推薦をさせていただいたわけですが、推薦にある程度時間がかかりまして、なおかつこれから監査をしていただくということになりますと、2月3月は超繁忙期であるということで、この程度であればできるであろうというお話しをいただいたところでありまして。なおかつ、先ほど自治法の関係で県に聞いたのかということでございますが、これについては、町の方から県の方に照会をかけて回答をいただいたところでございます。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 議会が提言書も出して、これは重要な問題だということで提言書を、今まで私も議員として4期やっておりますが、議会から提言書を出すというのはなかなかないように思います。その中で、あえて出されたということは、これだけ大きな問題なんだと、町にとって大きい問題なんだと、それを議会が指摘しているわけでありまして。それを執行者側は、大きく受け止めてやるべきではないかと、そうめったにあることではないんです。それと、今日のこの審議に当たっても、前者もその前の前者も同じ2年間というそのこだわりを指摘しているわけです。そういったことを踏まえれば、これは議員の全員の総意かも知れない。また半分以上の総意かも知れない。そういったことも考えるべきではないかと私は思います。

そういったことで、議長においてはお話ししますが、この件はやはり議会としても重要案件ですので、たった2年で理解できるものと私は思いません。ですから、修正をされることを執行者に議長として求めたいと思

いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。休憩中に全員協議会を開催いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ただいま、全員協議会でも色々ご討議がなされました。先ほど10番議員から修正の動議が出ております。

動議に賛成なさる方いらっしゃいますか。

〔2名の挙手あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは修正動議ということでございますので、それをお示しいただきたいと思います。10番。

○10番（門田善則君） 先ほど来、数多くの議員さん方から、2年ではよくわからないだろうといったことで、24年度からというお話しが結構出ております。そういった意味で今、私の方で修正の方をお願いしたいということでお話をしました。ぜひそういった部分を執行者におかれましては理解していただいて、やっていただければと思うし、仮に税理士さんの方から執行者の方は2年ということをお願いしておりますが、2年では、やってみただけで十分に皆さまに示される部分は表せにくいと、やはり5年くらいは見させて欲しいというようなお話になる場合もあるかと思えます。そういった場合には、執行者はどういった判断をするのかということもあるのですが、そういった旨を踏まえて修正をお願いしたいというふうに考えます。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

修正動議でありますので、書面をもってしっかりとした形にしなければなりませんので、口頭だけでの修正してくださいの修正では成り立たないので、その辺は、修正動議としては成り立たないなと思っております。

あらかじめ、修正動議という書面をもって、しっかりした知らせるべきの書面をもってやらなければならないことで、言葉での修正というのはあり得ないことになります。

そういうわけでございますので、修正動議が成り立たないので、これまで審議してきた形に戻したいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。もう1問残っておりますが・・・。

○10番（門田善則君） 修正動議は書面をもってというふうなお話でございました。私のミスであります、書

面は用意しておりません。しかしながら、言っていることは議場内では理解できているのかなというふうに思います。最後に執行者にお聞きしますが、仮に外部監査委員の方から2年ではわからないと、5年くらい見せてもらわないとわからないというお話が出た場合は、どういった判断をするのか最後にお話を聞かせてください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 外部監査人の方で2年ではわからないということですが、今回依頼するのは公認会計士でございますので、5年でなくても、1年やれば会社の内容はわかるのではないかと私は思っておりますけれども、その辺は2年でわかるのか5年やらなければわからないのかというのは、私の判断では言いかねますので、その辺については依頼する会計士さんと相談させていただきたいというように思います。

○議長（遠藤稔雄君） 10番もう1回許します。

○10番（門田善則君） 議長のお許しが出ましたので4回目ですが、私が聞いているのはもし会計士さんから2年でわからないからもう少しさかのぼりたいと言われた場合はどうしますかと聞いているわけだから、そう言われたものの返事をください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） そういうことであれば、当然上司と相談して当たって行きたいというふうに感じております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第2号 個別外部監査契約に基づく監査によること

については原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第3号 平成28年度浦谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第3号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,180万円を増額し、総額を77億9,724万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、繰入金におきまして、今回の不足する財源といたしまして、財政調整基金繰入金を増額いたし、町債につきましては発行見込み等によりそれぞれ措置いたそうとするものでございます。

次に歳出でございますが、総務費におきましては、先ほどお認めいただきました公の施設の個別外部監査に要する経費を増額いたし、民生費におきましては、小里箕岳学童クラブを新しい箕岳白山小学校内に整備するための経費を増額いたそうとするものでございます。農林水産業費におきましては、国の補正予算を受けまして県営ほ場整備事業負担金を増額いたし、教育費におきましては、図書室整備基本設計に要する経費を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、教育総務課長、第2表の債務負担行為補正から順次説明をお願いします。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） では、3ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。1、債務負担行為の追加でございます。

外国語指導助手派遣業務委託料。期間を平成29年度。限度額を464万4,000円でございます。現在の外国語指導助手の業務委託につきましては、平成28年度末で契約期間が満了となります。そういうことから新たに29年度の派遣業務委託として債務負担行為を設定いたしまして、3月末までに業者を決定し、29年度4月から業務を開始するための債務負担行為補正でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 第3表地方債補正でございますが、1、地方債の追加。消防庁者建設事業20万円でございますが、平成28年度から平成30年度までの大崎地域広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業につきましては、この事業に限り各市町において、地方債をおこすこととなり、平成28年度におきましてはその測量調査設計にかかる経費23万8,000円につきまして、地方債の追加をお願いするものでございます。緊急防災減災事業の適債事業の分が23万8,000円ということで、充当率は100%、元利償還金の交付税参入率70%となります。

2、地方債の変更、農業生産基盤整備事業1,960万円の増でございますが、当初分及び国の補正予算分による事業費の増減に伴う県営ほ場整備事業負担金に係る地方債でございます。以上です。

6ページ7ページをお開きください。歳入でございます。

18款2項1項財政調整基金繰入金。200万円の増でございますが、本会の補正の財源として繰り入れをいたすものでございます。本補正予算可決成立後の基金の残高は、6億8,480万9,000円となります。

21款町債につきましては、第3表でご説明したとおりでございます。

8ページ9ページ、歳出に参ります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは歳出でございます。

2款1項1目細目2一般管理経費13節①委託料。個別外部監査委託料で、172万8,000円の増でございますが、先ほどお認めをいただきました公の施設の個別外部監査に要する経費でございます。内容といたしましては、今回の外部監査につきましては、公認会計士をお願いをするわけですが、次の議案でお願いいたします契約の相手方となる公認会計士のほか、監査の補助員と2人で10日間の監査日程を見込んでおります。時間当たり単価が1万円で1日8万円、消費税込みの総額で172万8,000円を上限とするものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 3款2項4目3細目児童館施設整備事業費でございます。

13節委託料93万1,000円の増額でございます。委託料につきましては、現在、小里幼稚園で実施しております小里篁岳放課後学童クラブを4月から篁岳白山小学校校地内へ移設するものでございまして、その改修工事のための設計委託をお願いするものでございます。小里篁岳放課後学童クラブにつきましては、体育館のミーティングルームを主に改修する予定でございます。改修工事が終了するまでについては、武道館を利用するという計画になってございます。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 6款1項5目19節負担金補助及び交付金でございますが、農業農村整備事業の県営ほ場整備事業の名鱈地区及び鹿飼沼地区において、国の補正により事業費の増額に伴い、名鱈地区においては1億200万円の増となり、そのガイドライン分10%の1,020万円。鹿飼沼地区におきましては、1億5,697万7,000円の増となり、その分の10%のうち大崎市との協定に基づきまして面積割の50.88%分の798万8,000円の増額をお願いするものでございます。合わせて1,818万8,000円となるものです。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 10ページ11ページをお開きください。

教育費、社会教育費の公民館費でございます。図書室整備事業費として、今回、図書室整備基本設計業務委託料として129万6,000円の補正をお願いするものです。旧勤労青少年ホームの1階事務室、体育室、談話室を中心に整備をする際の基本設計として、意匠・躯体・設備等の基本的な部分の設計を委託するものです。なお実施設計業務、書架購入、工事費等の経費におきましては、今後の補正にて対応して行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 14款予備費、34万3,000円の減につきましては、歳入歳出の差額を調整したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤积雄君） これより質疑を行います。一括質疑としたいと思います。質疑ございませんか。4番。

○4番（稲葉 定君） 児童館の施設整備ということなのですが、以前、白山小学校の武道館を考えているという答弁をいただいたような気がしますが、なぜ体育館ミーティングルームになったのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤积雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 以前、武道館を最優先にしておりました。もちろん体育館についても、もともと社会体育用に学校開放用に建築した体育館でございますので、そういうふうな点では可能性はあったわけですが。ただ私としてはその時点では、武道館を学童クラブの場所にとすることは申しておりましたけれども、その後いろいろと再検討いたしまして、それで実施調査をいたしまして、体育館の方が現実的に早く始められるということで、体育館というふうになりました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 図書室整備事業費でございますが、何でこの時期にかなというふうには、3月当初からいつやるんだというふうなお話をしていました。課長の答弁は本年度中というふうにお話になりましたが、今年度中も1カ月くらいで終わるわけですが、なぜこういうふうに遅れてしまったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 当初、旧勤労青少年ホームを使用して図書室を再開させる予定で、図書室再開委員会のメンバーを中心に話しを進めてきましたが、構造上1階の体育室は図書室にするためには、耐荷重の計算を行って書架の数量等を決めていかなければならないということになりまして、それで町民が多く利用することを考えれば、安心安全に対応しなければならないと考えまして、上司とも相談しまして、今回の基本設計の業務を委託することになったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） そうしますと、いろいろ検討を重ねて安全安心のために遅れてしまったと、それでこの時期ということですが、年度中の完成はなるのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 年度中での完成は、ちょっと難しくなっています。それで、できれば図書室の再開は来年度の予定で考えたいと思います。現在、図書室再開委員の皆さまの意見を聞きながら、仕訳分類作業を行っているわけでございます。図書室が完成するまでは簡易ではありますが、段ボール製の書架を使いまして、公民館のロビー、現在談話室等にございます本を、体育室の本をそちらに配置して図書の貸し出しを行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 課長ね、当初の計画よりずっと遅れているわけで、町民が公民館に期待しているところは、早く図書館がオープンして、本と親しみになれる機会を多くつくって欲しいということが町民の願いでありますから、やはり何事も優先ですけれども、ぜひそういった気持ちを酌んで、早めに事業を進めていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 町民の皆さま方、図書室再開委員の皆さま方、それにかかわるメンバーの方々とのいろいろ話し合いを続けまして、いろいろな意見をいただいております。今おっしゃられました図書室を再開させる整備をするということで、補正であげさせていただいたものですから、来年度オープンできるように町民の意見を聞きながら、これからも進めていきたいと考えております。

- 議長（遠藤稔雄君） ほかにございますか。2番。
- 2番（佐々木敏雄君） 実施設計の範囲ですが、説明では1階部分と説明を受けたわけですが、2階の部分は
何に使うのか、その部分は設計に入らないのかをお聞きます。
- 議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（藤崎義和君） 1階部分を中心として、図書室にしていくという考えでございます。2階部分
については、ゆっくりくつろげるところ、それから、現時点でも公民館の会議室として使用している状況で
ございますので、そちらの方は会議室としても使える状況を考えれば良いのかと思っております。
- 議長（遠藤稔雄君） ほかにございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。
これより議案第3号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第3号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第7
号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第4号 個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（大橋信夫君） 議案第4号の提案理由の説明を申し上げます。
本案は、議案第2号でお認めいただきました涌谷町健康文化複合温泉施設及びわくや万葉の里の指定管理者
の出納事務等について個別外部監査を実施するため契約を締結しようとするものでございます。
内容といたしましては、大崎市の公認会計士 鈴木秀総氏を外部監査人としまして、172万8,000円を上限と
する額で契約を締結することにつきまして、地方自治法第252条の39第6項の規定により議決を求めるもので
ございます。
詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第4号 個別外部監査契約の締結について説明をさせてい
ただきます。
3ページでございます。

議案第4号 個別外部監査契約の締結について。

地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第6項の規定により、下記のとおり個別外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 平成26年度及び平成27年度における公の施設（涌谷町健康文化複合温泉施設及びわくや万葉の里）の指定管理者の出納事務等に関する監査及び監査の結果に関する報告。

2 契約の期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで。

3 契約金額 172万8,000円を上限とする額。

4 契約の相手方 住所 宮城県大崎市古川駅南2丁目9番地42。

氏名 鈴木 秀総。

資格 公認会計士。

平成29年2月10日提出。涌谷町長。

本案につきましては、議案第2号でお認めをいただきました公の施設の指定管理者の出納事務等について、個別外部監査を実施するため、ただいま申し上げました大崎市の公認会計士 鈴木秀総氏と172万8,000円を上限として契約をいたそうとするものでございます。

今回の外部監査人の選定に当たりましては、先ほども申し上げましたが、町と利害関係のない方が望ましいことから、日本公認会計士協会東北会宮城県会に外部監査を行う公認会計士の推薦を依頼し、契約の相手方である鈴木秀総氏と、同じく大崎市の公認会計士 草刈宏明氏の2人の推薦をいただいたところでございます。

今回の監査業務につきましては、鈴木氏が主となり、草刈氏が補助員として当たっていただく予定でありますので、よろしくお願いたします。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。12番。

○12番（鈴木英雅君） 確認ですけれども、契約期間が3月31日までで、この3月31日までに監査の結果が出るのですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 契約の期間内に報告をいただくということになります。

○議長（遠藤稔雄君） 12番。

○12番（鈴木英雅君） この3月31日までに報告をいただいて、少なからずとも町民の方に報告する義務もあると思いますが、どのような報告か、おそらく町報等で報告するのかなと思いますが、新年度での報告になると思いますが、その辺の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の外部監査の報告につきましては、町と議会と監査委員に外部監査人から報告しなければならないとする法の規定がございまして、その後、監査委員が公表するということとなりますので、公表については監査委員の方からされることになると思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。8番。

○8番（久 勉君） いつでしたか振興公社で、新しい会計事務所に業務を委託ということで、契約されたと

と思いますが、次回からプロに頼むということですので、そういった方々と外部監査人との接点とございますか、見てもらうときに会計事務所からも来てもらって、仙台の会計事務所と契約したと思いますが、その辺どうなっていますか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 議員さんおっしゃるとおり会計事務所の方と契約しておりますので、後は、今後協議をしながら監査の方も進めていくことになるかと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 素人の私が見ても本当におかしい上半期の勘定科目の変更とか、前年度と違う新しい勘定科目が出てきたり、わからないお金を会計間でやり取りする項目があったりとか、どうも、きちんとされていないというのが、私が見てもおかしいと思うようなことでしたので、きちんとしたところに頼むべきだ、見てもらうべきだということで、新しい仙台の会計事務所と契約なったと思いますが、そういう人と今度見てもらう人と話し合いの場所とかを設けてもらわないと、次につながっていかないのかと、改善とございますか、そういうことをきちんとしていただければと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回、初めて外部監査をするわけですが、監査するに当たっては、町側も公社側も見られることになろうかと思えますので、さらには町の監査委員とも調整をしながら進めさせていただきたいというふうに感じます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 個別外部監査契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第4号 個別外部監査契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第5号 涌谷町自転車等駐車場条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成6年に道路交通の円滑化と駅周辺の環境美化を図るために設置いたしました涌谷駅前自転車等駐車場につきまして、条例の全文を改正いたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、近年の利用状況等を勘案いたし、利用者の登録制を廃止し、利便性を向上させるとともに、新たに上涌谷駅前にも自転車等駐車場を整備したことから、公の施設として規定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、4ページ5ページをお開きください。

議案第5号 涌谷町自転車等駐車場条例についてご説明をいたします。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成6年に涌谷駅前自転車等駐車場約300台分でございますが、そちらを設置し、登録制の中で運用しているところでございます。平成7年におきましては登録台数が300台超ということでしたが、平成19年におきましては168台、平成28年におきましては83台ということで、約4分の1程度になっております。現在一時利用者のスペースには30台程度の自転車が駐車している状況でございますが、設置当時とは相当駐車状況は変わってきております。また、一時利用者の中には、300円の手数料を支払うほかに、申請の手間がかかるということを嫌って、登録しない方もいらっしゃるかと思います。それらを勘案いたしまして、利用者の登録制を廃止し、利便性を向上させるとともに、現在の状況から道路側の輪止めラックのない一時駐車場所に止めている自転車につきましても、すべてラックのある場所に置くことが可能であることから、景観も良くなり更に申請事務の省力化も図れることから、改正をいたそうとするものでございます。また、上涌谷駅にも自転車等駐車場を整備したことから、今回条例で規定をいたすものでございます。

議案の朗読は省略いたしまして、逐条説明に入ります。

第1条こちらは趣旨でございます。現行と変わらず地方自治法の公の施設の設置に関する条文を根拠によるものということでございます。

第2条設置でございますが、目的と涌谷駅及び上涌谷駅の2カ所の名称及び位置を規定しておりまして、上涌谷駅前自転車等駐車場を新たに規定しております。

第3条駐車対象車両でございますが、こちらも現行どおり道路交通法に規定する原動機付き自転車及び自転車としております。

第4条でございますが、現行では利用の方法と登録の関係が出てまいりますが、今回は規定をいたしませんので利用の休止について規定をしております。

第5条につきましては遵守事項ということで、5項目を規定しております。

第6条は現行同様、損害賠償について規定しております。

第7条も同様、町の免責について規定をしております。

第8条につきましては、放置自転車等の処置について規定をしております。必要な処置につきましては、施行規則において規定をいたします。

第9条につきましては、規則への委任を規定しております。

附則としまして、施行期日は平成29年4月1日から施行すると、それから、2としまして経過措置を規定するものでございます。

登録制でなくなることから、放置自転車の実態把握が難しくなる可能性がございますが、今まで以上に適切な管理に努めてまいりたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 涌谷町自転車等駐車場条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 涌谷町自転車等駐車場条例は原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、請願・陳情

今期定例会において、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配布した請願・陳情文書表のとおりです。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。平成29年陳情第1号 県道河南築館線（太田・吉住地区）の早期整備については、会議規則第85条第2項によって、委員会の付託を省略して即決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、平成29年陳情第1号 県道河南築館線（太田・吉住地区）の早期整備については、即決することに決しました。

ここで議会運営委員長より発言の申し出がございますので、これを許可します。

○12番（大泉 治君） それでは要望書の趣旨並びに審査の内容についてご報告申し上げます。

本要望書にあります、主要地方道である県道河南築館線は、石巻市前谷地を起点とし、涌谷町、大崎市を經由し栗原市築館に至る延長34キロメートルの路線で、地域住民の重要な生活道路であるとともに、近隣市町との往来や緊急時の避難路としても重要な路線となっております。

涌谷町議会としても、これまで涌谷町並びに関係市町及び議会と、「主要地方道河南築館線整備促進期成同盟会」を結成し、整備促進を要望してきたところです。

しかしながら、過去には整備促進に対する意見の相違から整備が進まず、一部が未整備のままとなっております。

ます。

特に太田・吉住地区は、この春、新校舎へ移転する「箕岳白山小学校」の通学路ともなっておりますが、未整備の区間においては、狭隘で舗装の劣化が激しく、小学生・保護者の交通事故が懸念されると共に、大型車両が対面通行できないなど支障をきたしております。

この度、早期の整備促進を図りたいとの願いから、地域住民より涌谷町議会に対し、要望書が提出されたものであります。

審査内容

地域住民においては、箕岳振興会・箕岳地区区長会・箕岳地区教育振興会にて結成されました「箕岳地区県道河南築館線 道路改良を推進する会」が、宮城県知事あて要望書を提出することが検討されております。

涌谷町議会におきましても、地域住民の活動と共に、主要地方道河南築館線の早期整備に向け、働きかけを行うため、後日、宮城県知事並びに宮城県議会議長あて要望書を提出することとし、本要望書を採択すべきものと決したところであります。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の説明にて陳情書の内容が理解できたものと判断いたし、陳情第1号につきましては、採択とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認め、よって、平成29年陳情第1号 県道河南築館線(太田・吉住地区)の早期整備については、採択することに決しました。



◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会2月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす2月11日から12月28日までの321日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす2月11日から12月28日までの321日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時40分